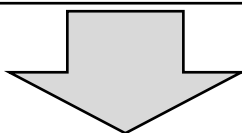


軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金申請フロー

国へ持続化給付金を申請し、給付通知書を取得してください。

※ 国への申請期限：令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

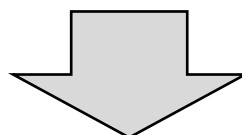
※ 国から送付される給付通知書を紛失しないようご注意ください。



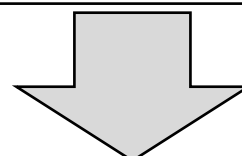
町へ事業継続支援給付金の申請をしてください。必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 町書式申請書及び請求書（町役場観光経済課窓口に設置・HPよりダウンロード可）
- (2) 国からの給付通知書の写し
- (3) 通帳の写し
- (4) 町内で営業していることがわかる下記書類のいずれかを提出してください。
 - ① 営業許可書の写し
 - ② 軽井沢町上下水道料金納入通知書のお客様番号がわかる箇所の写し
 - ③ 事業所等の位置図及び外観の写真

※ 町への申請期限：令和2年5月14日から令和3年2月26日まで



申請書類を提出後、町が速やかに書類を審査し、適当と認められたときは、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金交付決定通知書を申請者に通知します。



事業継続支援給付金交付決定通知書通知後、2週間程度で指定の口座へ給付金を交付いたします。